

## 役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本投資顧問業協会（以下「協会」という。）定款第30条の規定に基づき、役員報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 会員外非常勤役員とは、非常勤役員のうち、協会の会員から選任された役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条並びに第105条第1項で定める報酬、その他の名称のいかんを問わず職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、常勤役員及び会員外非常勤役員に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、投資運用関係団体その他当協会と密接な関係を有すると認められる法人又は団体に在籍する会員外非常勤役員に対しては、報酬を支給しないものとする。

- 2 常勤役員報酬は定例報酬及び賞与とし、会員外非常勤役員報酬は定例報酬とする。
- 3 常勤役員が退職した場合には、当該役員在任期間に応じ第6条に規定する退職手当を支給することができる。

(常勤役員定例報酬)

第4条 常勤役員定例報酬月額、別表1に定める常勤役員報酬月額表のとおりとし、常勤の理事については理事会の決議により、また、常勤の監事については監事の協議により定める。

(賞与の支給)

第5条 常勤役員賞与は、原則として6月及び12月に支給する。

- 2 前項の賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員及び基準日の1か月以内に退任し、又は死亡した常勤役員に支給する。
- 3 賞与の年間支給額は、定例報酬月額に6.0を乗じた額を上限とし、常勤の理事については理事会の決議により、また、常勤の監事については監事の協議により定める。

(退職手当)

第 6 条 常勤役員に対する退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退職した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 前項に定める退職手当の額は、当該常勤役員の役員在任期間の月数（1か月未満は切上げとする。）に、退職時の定例報酬月額額の 100 分の 28 に相当する金額を乗じて得られた額とする。なお、この額は、常勤の理事については理事会の決議により、また、常勤の監事については監事の協議により、職務の業績等に応じ、その額の 30%の範囲内で増額し、又は減額することができる。

(会員外非常勤役員の定例報酬)

第 7 条 会員外非常勤役員の定例報酬月額は、別表 2 に定める会員外非常勤役員報酬月額表のとおりとし、理事会の決議により定める。

(報酬の支給方法)

第 8 条 常勤役員及び会員外非常勤役員の月額報酬は、法令等に基づき控除すべきものを控除した残額を職員給与の支給日に、また、常勤役員の賞与は、法令等に基づき控除すべきものを控除した残額を賞与の支給日に、通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 月の途中で常勤役員に就任したとき、又は月の途中で常勤役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、月額報酬の支給は日割計算で行うものとする。

(費用)

第 9 条 協会は、役員がその職務の遂行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(通勤手当の取扱い)

第 10 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて、通勤手当を支給する。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要があるときは、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

附 則（平成 24 年 2 月 20 日）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成 24 年 7 月 2 日）から施行する。

別表1 常勤役員報酬月額表（単位：円）

(1) 理事

号俸	金額
1	1,400,000
2	1,500,000
3	1,600,000
4	1,700,000
5	1,800,000
6	1,900,000
7	2,000,000

(2) 監事

号俸	金額
1	700,000
2	800,000
3	900,000

別表2 会員外非常勤役員報酬月額表（単位：円）

号俸	金額
1	100,000
2	110,000
3	120,000
4	130,000
5	140,000